

# 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究-貴族の一日の生活について-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2009-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日向, 一雅 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/4139">http://hdl.handle.net/10291/4139</a>

源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究  
——貴族の一日の生活について——

日 向 一 雅

— Abstract —

Daily Life and Custom of the aristocrats in Heian Period Japan:  
In Relation to the *Tale of Genji*

By

HINATA Kazumasa

The author examines the daily life and custom of the aristocrats in Heian Period Japan in relation to the *Tale of Genji*. The author particularly focuses on the aristocrats' daily schedule, based on Chapter 16 of the *Engishiki* (延喜式) which describes and defines rules and codes in ancient Japan. Chapter 16 is titled as "Onmyo-ryo" (陰陽寮) or the Office of Divination. According to this chapter, the aristocrats started a day as the sun rose. A large drum of the Imperial Palace sounded at the time of sunrise (and also sunset), and many gates to the Imperial Palace, including those to Chodo In (Office of Governmental Affairs) and Dairi (Imperial Domicile) opened. This was the start of a day for the aristocrats, and their work usually ended before the noon. The author additionally speculates other customs of the aristocrats based on the *Shikiin Ryo* (職員令) that describes the governmental structures and personnel, *Ryo no Shuge* (令集解) that compiled and annotated various orders and codes, *Kujo Ujoshō Yuikai* (九条右丞相遺誡) written by Fujiwara no Morosuke (藤原師輔), Minister of the Right, *Mido Kampaku Ki* (御堂閔白記) written by Fujiwara no Michinaga (藤原道長), Minister of the Left.

## 《特別研究》

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

## ——貴族の一日の生活について——

日向一雅

## 一 男性貴族の一日

本稿では平安文学を読むうえで必要とされる事柄のひとつとして貴族の一日の生活がどのように進行したかについて、男の生活と女のそれとに便宜上分けて検討する。貴族といっても三位以上の公卿と四位、五位の中流貴族、六位以下の官人ではそれぞれ生活の仕方は大きく異なるが、ここでは五位以上の貴族を主として対象にする。平安文学の理解のためにはおおむねその範囲で事足りると思われる。

## 一日の始まり

平安朝の人々にとって一日はいつから始まったのであろうか。一日の始まりをいつとするかは決して自明なことではない。昨日と今日の境をどこに置くかについては、明け方あるいは寅の刻（午前三時）とする一方で、日没を一日の始まりとする見解がある<sup>(註1)</sup>。ここでは日常生活における活動の開始を考えるので、おおまかに夜明けを一日の開始であったと考えておく。

『延喜式』巻十六「陰陽寮」には、宮城の諸門、内裏や朝堂の大門の開閉の時刻が時期ごとに詳細に規定されている<sup>(註2)</sup>。それによれば季節による日の出、日の入りの時刻の変化に応じて、夏至の時期の諸門開鼓（第一開門鼓）の時刻が四時三〇分、春分秋分の時期が五時四二分、冬至の時期のそれが六時四八分というように定められている（一年を四〇の時期に区分して時期ごとに規定しているが、今代表的な時期のみを引用した）。これは大体日の出の十五分から二〇分前である。

この早朝の最初の鼓声が一日の始まりを告げたのである。ついで日の出から約四五分のちに、大門を開く第二開門鼓が打たれる。夏至の時のそれが五時三〇分、春分秋分の時のそれが六時四五分、冬至の時が七時五一分である。そしてこの第二開門鼓の時から官人たちの勤務が始まったとされる<sup>(註3)</sup>。ということは、その時までには官人たちは出勤していなければならなかったということだから、さかのぼって一日の開始は夜明けとともにあったと考えられるということである。

貴族の生活ではないが、『源氏物語』の「夕顔」巻には、五条の陋巷にある夕顔の家に泊った光源氏が暁近くなって隣の家々から庶民の男たちの声々や、からうすの音、砧を打つ音が聞こえてくるの

を、珍しくも耳ざわりにも聞くという場面がある。夜明けとともに人々は起き出し、一日の活動にはいるのである。それは貴族の場合も基本的には変らなかったであろう。源氏はこの日出仕することなく、日の出前の「明け行く空」の大変うつくしい時分に、夕顔を車に乗せて「なにがしの院」に移る。光源氏はこの時近衛中将である。従四位相当の官であり、まだ宰相（参議）にはなっていないから、通常であれば早朝から勤務があるはずであるが、実際はどうなっていたのかよく分からない。五位六位という下級貴族はこの時間が出仕の支度に忙しい時間に当たっていた。

## 出仕

ところで、出仕までにはどんなことをすませたのか。藤原師輔の『九条右丞相遺誡』には次のようなこと記事がある。

先づ起きて属星の名字を称すること七遍。次に鏡を取りて面を見、曆を見て日の吉凶を知る。次に楊枝を取りて西に向ひ手を洗へ。次に仏名を誦して尋常に尊重するところの神社を念ずべし。次に昨日の事を記せ（事多きときは日々の中記すべし。次に粥を服す。次に頭を梳り、（三箇日に一度梳るべし。日々に梳らず）、次に手足の甲を除け（丑の日に手の甲を除き、寅の日に足の甲を除く）。次に日を扱ひて沐浴せよ（五ケ日に一度なり）。（中略）次に出仕すべきことあれば、衣冠を服て懈緩るべからず。<sup>(註4)</sup>

敬神崇仏の態度には個人差があるかもしれないが、ここに書かれてあることはほぼ一般の貴族の出仕前の日課のようなものと考えてよいのであろう。ただし粥を服すというのは、文字どおりの軽食であって、当時の正式の食事は一日二回で、朝は己の刻（午前十時ごろ）ないし午の刻（正午ごろ）、夕方は申の刻（午後四時ごろ）であったらしい<sup>(註5)</sup>。この食事に関しても、『九条右丞相遺誡』は次のように誡しめている。「次に朝暮の膳。常の如きは多く食飲すること勿かれ。又時刻を待たずこれを食すべからず。」

出仕の服装は束帯、布袴、衣冠、直衣等である。束帯は儀式用の装束、布袴、衣冠はそれを略式にしたもの、直衣は平常服である<sup>(註6)</sup>。ちなみに束帯での勤務が相当苦痛なものであったらしいことが、次のような記事に基いて指摘されている<sup>(註7)</sup>。

今日閉門休息、七ケ日束帯之間神心屈之故也、朝夕勤公事了、上卿不見依如此事每日出仕也。  
（『中右記』天仁元年十二月六日条）

また前掲『九条右丞相遺誡』は出仕の態度や心構えについて、次のように記す。

次に出仕すべきことあれば、衣冠を服て懈緩るべからず。人に会ひて言語多く語ふことなかれ。また人の行事を言ふことなかれ。唯その思ふ所と触るる事とを陳べよ。人の言を言ふべからず。人の災は口より出づ。努々慎しむ慎しめ。また公事に付きて見るべき文書を見るべし。必ず

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

しも情を留めて見るべし。

このようなところには貴族官僚の日常の勤務が身だしなみから対人関係での言動、故実先例への知識等々にわたって、きびしく評価される場であつたらしいことがうかがわれる。平安貴族の勤務といえども決して安閑としていられるものではなかったのだ。

ところで、勤務は具体的にどのようなものであつたのか。岸俊男氏が明らかにしたところによれば次のようである。すなわち、「諸司の五位以上の官人は、寒気のきびしい十一月から二月までを除き——ただし三月・十月は旬日——、節日と雨泥の日以外は、毎日朝参してまず朝堂院の朝座につき、その後に曹司に赴いて執務することとなつていたらしい。このことは十世紀に入った平安宮においても、依然として朝堂院が本来の朝政の場であつたことを明示しているといえよう。」<sup>(注8)</sup>という。これは『延喜式』の諸条文をもとにして言われたところであるが、勤務についての実態はともかく、規則はすっきりしていた。一、二引用する。

凡諸司皆先上朝座。後就曹司。不得經過他処以闕所職。若無故空座及五位以上類不参経二三日以上者。並省推科附考。其節会雨泥日。及正月。二月。十一月。十二月。並停朝座。但三月。十月旬日著之。  
(『延喜式』卷十八「式部上」)

凡諸司五位已上。共率僚下。且就朝座。後然行曹司政。怠慢政事有闕。嚴加禁制。

(同上、卷四一「彈正台」)

ここには官人たちの就業規則あるいは就業についての罰則が明瞭である。「故無き空座」、「三日以上の不参」、「政事の怠慢」は、「推科して考に付せ」とか「厳しく禁制を加えよ」というように、厳格に査定され罰せられる対象となつたのである。少くとも建て前はそうであつたのだ。

これに関連すると思われる記事がまた『九条右丞相遺誠』にある。いわく、「もし故障有るの時は、早く仮文(欠勤休暇届)を奉り、障りの由を申すべし。故障を申さずして公事を闕かむ。慎しみ誠めよ。努力々々。その謗り尤も重し。」こうした決りに照す時、前記の源氏が夕顔を某院に連れ出して出仕しなかつた日のことが問題になる。彼はおそらく欠勤届けを出していなかつたのである。翌日頭の中将が様子を見に来た時、昨晚宮中では管弦の遊びがあつて、桐壺帝が源氏の行方をさがさせたと聞いて、陳弁に大わらわであつた。夕顔の急死は極秘だからである。

## 菅原道真の出勤風景

貴族の早朝の出勤風景として菅原道真に興味深い作品がある。『九条右丞相遺誠』の記事と併せて読むと、起床から出勤までの様子を少し具体的に理解できる。岩波古典文学大系本の川口久雄校注『菅家文章菅家後集』により、道真の詩を書き下し文で引用する。

## 73 雪中早衙

風は宮鐘を送りて暁漏聞こゆ

行を催す路上 雪紛紛たり  
 身に稱ひて著ること得たり 裘三尺  
 口に宜ひて温め来る 酒二分  
 怪しびて問ふ 寒いたる童の軟なる絮を懐くかと  
 驚きて見る 疲れたる馬の浮かべる雲を踏むかと  
 衙頭には有らず 須臾も息はむこと  
 手を呵みて千廻 案文を著す

## 74 早衙

燈を廻して束帯す 早衙の初め  
 倦まず 街頭に蹇へたる驢を策つことを  
 暁の鼓は擘擘として 何れの處にか到る  
 南は吏部にして 北は尚書

(『菅家文草』巻一)

この詩は道真が三十二歳、従五位下民部少輔の時期の作品である。新進気鋭の官僚として仕事をしていた時期である。雪の降る早朝、風に乗って陰陽寮の鐘鼓楼から暁の時を告げる太鼓の音が聞こえてくる。これは第一開門鼓であろう。それが一日のはじまりを告げる。燈火をつけて出勤の束帯姿に改まり、宣風坊の自宅を出て雪の降る道を民部省へ向かう。道真は驢に乗っての出勤である。身分柄三尺の皮衣を着ることができるといえるが、革ジャンパーはおそらく渤海国から輸入されたものであろう。ちなみに道真は貞観十四年（八七二）に存問渤海客使に任じ、元慶七年（八八三）には渤海国の大使、斐類の一行が入京し、鴻臚館に滞在した時、贈答詩など九首の詩を詠んでいる。

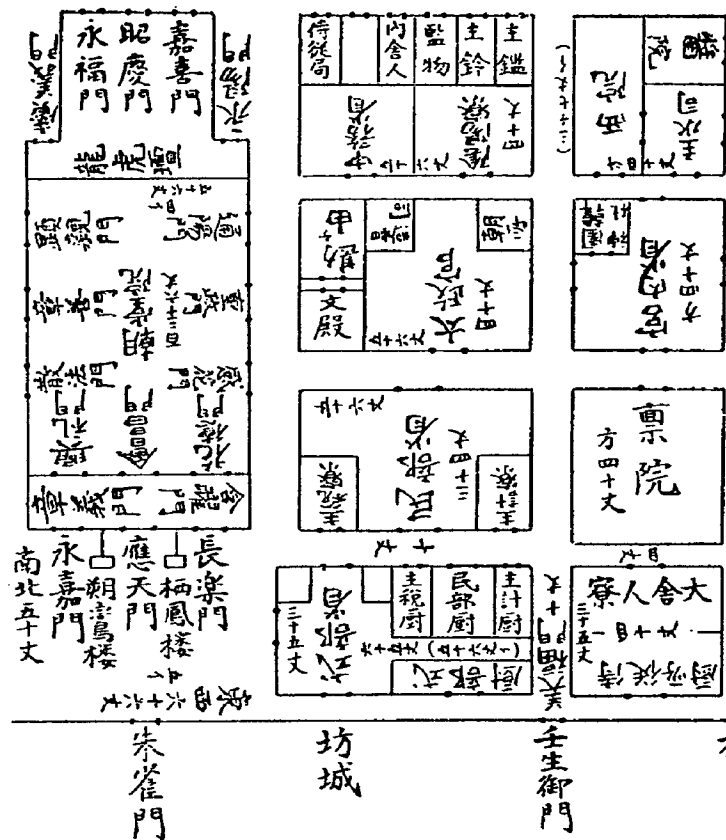
寒いので口には少々の酒を含んでいる。童は袖に積もる雪が綿をだいているかのように見え、足の弱った馬は雲の上を歩いているかのように思われたというのは、見立ての洒落である。この童は馬子であろうか。この朝は大雪だったのである。民部省に到着した時には、第二開門鼓が間近にどんどんと響きわたる。この時から役所の仕事が始まる。役所ではしばらくも休むことなく、寒さにこごえる手をこすりながら、何度も何度も文書の文案をねる。

これは少壮官僚道真のさっそうたる出勤風景であるが、民部省のある場所は南に式部省、北に太政官庁があるところである。『枕草子』一五六段（角川文庫本。以下『枕草子』の引用は同書による）には中宮定子が太政官庁の朝所に方違えした時に、女房たちがまじかで聞く太鼓の音がすごいので、その場所を見たくなくて、陰陽寮の鐘鼓のある楼に登ったという記事がある。二十人もの女房が繰り出したとある。少納言は登らなかった。長徳元年（九九五）の六月ころの記事である。

## 勤務時間

それでは彼らの勤務時間はどうであったのか。前記岸氏によれば、それは厳密には第二開門鼓から退朝鼓までの、ほぼ三時間半から四時間くらいの時間であったということである。『延喜式』『陰陽寮』の定める退朝鼓の時刻は、たとえば夏至の時期が九時二四分、春分秋分の時が十時二四分、冬至の時

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究



民部省、陰陽寮、朝所の位置（『大内裏図考證』より）

期が十一時十八分であり、この退朝鼓によって勤務を終った。「公式令」「京官上下条」には、「凡そ京官は、皆開門の前に上で、閉門の後に下れ」（日本思想大系『律令』。以下『律令』の本文の引用は同書による）とあるが、この「開門の前」とは「第二開門鼓の前」であり、「閉門の後」とは「退朝鼓の後」であることを『令集解』が注記している。つまり通常は勤務は午前中で終わったのである。

## 宿直

それでは午後はどうしていたのか。『律令』の規定によれば「宿直」が義務づけられていた。もちろん毎日ではないが。

凡そ内外の百官は、司別に事の閑繁を量りて、各本司にして、分番して宿直せよ。大納言以上及び八省の卿は、此の例に在らず。謂はく尋常の時をいふ。（「公式令」「百官宿直条」）

凡そ官に在りて、直すべくして直せず、宿すべくして宿せずは、各笞卅。昼夜に通へらば、笞三十。若し点に到らずは、一点に笞十。（「職制律」「在官応直不直条」）

まずここでいう宿直は、『令集解』「職員令」の「神祇官条」に「宿与直二事也。」「夜仕日宿。昼仕日直。」というように、夜間勤務と昼勤務とのことであるが、その昼勤務の「直」は前記の午前中の



勤務とは別の、午後の勤務のことである。そしてこの宿直は「事の閑繁を量りて」とあるように、繁の時は二、三人、閑の時は一人でよいが、「不可有不宿之時」というように、必ず誰かは宿すことを義務づけられており、そのために分番の制を取るべしという。すなわち本来の宿直は主典以上の義務であったから、「長官次官判官主典。各有一人者。為四番耳」というように、交替で当番するということである。かつこの直勤務と宿勤務とはセットになっていて、「直」だけ勤めて「宿」をしないとか、「直」はしないで「宿」だけ勤めるということは許されなかった。

日夜是同人也。然則。日直人其夜即宿耳。

凡直人其夜即可宿耳。於同日直人与宿人。不可有別人。

(『令集解』「公式令」の「百官宿直条」、及び「職員令」の「神祇官条」)

また大納言以上八省脚の宿直免除も「尋常の時」をいうのであるから、「然則。八省以上有事時者。令分番宿直。」(『令集解』「公式令」)というのであって、大納言以上にも宿直が課せられることはあったのである。(但、同上の「百官宿直条」には異見がある)。

#### 勤務の実態

以上、一日の勤務が午前、午後、夜にわたってあったことを見てきたが、次に実際の出勤宿直がどのくらいあったかを見てみよう。材料は乏しく正確な実態は把握できないが、大まかな傾向はつかめると思う。まず上日(出勤日数)についてみる。「考課令」「内外初位条」によれば、考課(勤務評定)の対象となる上日は長上官(毎日勤務を要する)が年二四〇日、番上官(一定当日のみ勤務)が一四〇日以上とされていた<sup>(注9)</sup>。

凡そ内外の初位以上の長上の官、考の前に事釐めたるを計ふるに、二百四十日に満たず、分番一百四十日に満たず、若し帳内資人二百日に満たずは、並に考せず。(「考課令」「内外初位条」)

番上官は今措くとして、長上官の場合、単純に平均すれば月二〇日以上勤務が求められていたのである。また平安期を通じて大体六日に一日の休日が官人たちには与えられていた<sup>(注10)</sup>から、単純に一ヶ月三〇日とすると、月に五日の休日があり、勤務は皆勤でも二五日ということになる。これを一つの目安として、天曆五年(九五―)十月の考課を記した「太政官符」と、長治三年(一一〇六)正月一日の「月奏」の例を見てみよう。

天曆五年十月の「太政官符」(『政治要略』巻二五所収)は、左大臣従二位藤原実頼、右大臣藤原師輔をはじめとして、三〇人について前年の八月一日から当年の七月二九日までの一年間の上日数を記して、内十三人の預考者を明らかにしている。

(1)表はその三〇人について位階別に、年平均と月平均の上日数を出してみた。それによれば従二位の大臣クラスから正三位・従三位の大納言・中納言クラス、従四位の大弁・中弁、従五位の少納言・大外記・少弁、そして正六位の少外記・大史・少史クラスへと、位階の下降につれて上日数が増加す

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

(1) 天曆五年

上日数	年平均	月平均
二位 (2人)	157	13.1
三位 (6人)	161.5	13.5
四位 (4人)	202.5	16.9
五位 (7人)	228	19
六位 (11人)	280.1	23.3
全 体	225.7	18.8

(2) 長治三年

平均	上 日	夜
四位 (21人)	14.7	10.8
五位 (9人)	15.6	11
六位 (4人)	22	20.5
全 体	15.8	12

る傾向がきれいに現われている。同時に五位以上と六位との間に一線が画かれて、大きな格差があったことをも示している。六位の上日数はさきほど目安と考えた皆勤日数に恨りなく近いといえる。

(2)表は長治三年(1106)十二月一日から晦日までの一ヶ月間の上日と夜勤の「月奏」である<sup>(註11)</sup>(『朝野群載』巻五「朝儀下」所収)。全体で四七人中十二人は「上日無夜無」とあって、一日も勤務していないとか、「上日一夜無」あるいは「上日無夜七」というような例がある一方で、「上日三〇夜二八」というような例があり、勤務の個人差がはなはだしいこと、またなぜ「上日無」というようなことが大量にあるのか、わからないのだけれど、ひとまず上日なり夜なりの勤務を一日でもしている者について、位階別の平均を出してみた。大略の傾向としては(1)表と(2)表とを比べてみると、月平均の上日数は天曆五年の官人も院政期の官人もあまり違わなかったのであり、また五位と六位との間の区別、格差というものも共通していたといえる。

一方、夜の勤務であるが、(2)表の例しか今見当たらないので、平安期の見当がつけにくいのが、上日に関して天曆と院政期との違いがあまりなかったということからいえば、四位五位で月に十一日くらいの夜勤というのが平安期にも行われたとってよいことになる。だが、これは少し多目かもしれないとも思う。というのは、前記の『令集解』「百官宿直条」によれば、長官次官判官主典が各一人、合せて四人いれば、四番と為せというのだから、最低では四日に一度の当番でよいことになるからである。

以上、主として『令』の規定によりながら、貴族官人の公的な一日の経過を概観してみた。撰閣体制下に律令制が空洞化されたとよくいわれるが、貴族たちの勤務は『令』を拠り所としていたのであり、あるいは勤務の実態が『令』の規定どおりでなくなっているとしても、規定のある限りつつま合せはしなければならない。

たとえば、要日、最要日の制度は休日や廢務の日の増加による上日数の減少を防ぐために、出仕しない日を上日に換算するというものだが<sup>(註12)</sup>、そのように令制の内実が空洞化が見られても形式上のつつま合せはするのであって、そうした形で令制は貴族の日常性を規律したのである。

## 左大臣藤原道長の場合

以上、五位以上の貴族の官人としての一日を一般化して概観したのだが、以下『御堂閔白記』(大

日本古記録)によって権門貴族の一日について少々触れてみたい。ただし、対象とする時期を長和二年(1013)三月四月の範囲を中心にする(この時期の選択は任意である)。まず道長の上日はどのくらいであったか。上日に相当するものとして「参大内」を数えると、その日数は月に十日から十一日である。もっとも「大内に参る」ことがただちに政務を執ることをいみしたかどうかは明らかではない。「着左杖座」という形式の執政は月に二、三回しかないからである。そうではあっても道長が「大内に参る」ことによって、この時期の朝政が存したということであろうと考える。この「参大内」の日数、「着左杖座」の回数は他の月を見渡してもほとんど変わらない。

次に宿直に相当するものとして、「参大内、候宿」、「参皇太后宮、候宿」を数えると——「候宿」について「宿」が直廬のことであるとすると、必ずしも宿直の意味に一致しないが、文脈から宿直に解してよいと思われるので、今はそう解しておく——、月に二、三回であり、この数値も比較的一定している。つまり左大臣道長は月に十日ほど大内に参り、二回ないし三回宿直したということである。この「大内に参る」日数は①表の実頼、師輔の上日数にほぼ等しい。ただし大内に参る時間は次の引用にも見るように一定していなかったが、一日の活動が早朝から始まったことは確かである。

長和二年三月一日

早朝出東河解除、女方同之、即参中宮、晚景参大内、候宿、

二日

従内退出、出東河解除、女方同出、自及女方・女子等同以解除、入夜与女方参皇太后宮、候宿、

三日

早朝参東宮、此夜小有惱氣御座云々、而不殊事御、仍退出、(中略)従今夜、以明教僧都、令修善、依夢想也、宿堂、

「候宿」についていうと、一日から二日にかけての行動は、一日の晩に大内に参り、そこで「候宿」=直廬に宿して、翌日宮中より退出したということである。少し説明を加えると、一日の早朝の賀茂川での解除は三日の御灯の行事を行なわないことを神に申す由祓をしたということである。その後中宮妍子の御所(この時は藤原齊信の郁芳門第)を訪ね、晩に参内して宿泊し、二日は宮中から退出してまた賀茂川で解除しているが、これは二日が癸巳の日であったから、上巳祓を行なったのである。妻倫子や娘たちもいっしょに祓えをしている。夜は妻と皇太后宮彰子の御所を訪ねて宿泊するが、そこは道長の枇杷第である。三日は枇杷第から早朝に東宮(敦成親王)を訪ねるが、東宮御所は宮中の凝華舎である。東宮は前夜少し加減が悪かったが、心配はないということで、退出する。その日道長は枇杷第に帰ると皇太后宮彰子に面会した後、夜には明教僧都に修善をさせている。夢見が悪かったためである。宿堂は枇杷第の堂である<sup>(註13)</sup>。

ともあれ右の記事の範囲だけでも、道長の一日は公私をとりまぜて早朝の賀茂川での祓えから中宮、大内、皇太后宮、東宮への参上、自邸での修善とめまぐるしく過ぎたのである。特に長和二年の時点で顕著なのが皇太后宮彰子への参上の多いことで、その回数は東宮敦成や中宮妍子への参上とは

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

比較にならず、大内への参上に匹敵する。それらを合せると道長の参上日数は月に十八、九日となり、彼の多忙な活動がうかがわれる。ちなみに『小右記』長和二年三月の記事によれば、実資の参内はわずか五日、皇太后宮への参上を含めても六日である。

それでは十日余の参上しない日は何をしていたのか。物忌や風病、甚雨によって家にいる日でも、たいていは人と会い、あるいは公事の指示をするというようなくあいであって、公事とかかわらない日は少ない。三月四月でみると物忌や風病で家にこもり、人と会わない日は四、五日であり、他は「雖物忌依軽外人来」（三月七日）という外人との応接や、「明教僧都修善結願、夜来宿堂」（三月十日）というような、重く慎しむべき夢を見たための「修善結願」のための宿堂がある。この時の夢は『小右記』長和二年三月一日の記事が『御堂関白記』よりも詳しく道長の夢に記述しているところがおもしろい。また大將軍遊行による方違え（四月二日～六日）、賀茂社参詣と祭見物（四月二三日～二五日）等々、参内がなくても、行事には事欠かない。

この前後の私事として、たびたび自邸で馬を駆けさせて見る（二月七、十三、十五、十九日）とか、仏経供養と管絃の催し（五月十、十一、十八日）、大井川や宇治への遊覧（十月三、五～七日）等、華麗で贅美なものが目立つが、不幸がなかったわけではない。長和元年一月十六日、明子腹の顕信の突然の出家という事件が起り、その時は悲嘆のあまり十日間参内もなかった。その後同年四月五日に比叡山に登り対面、五月二十三日に叡山での顕信の受戒に出席している。

こうした例を見てきても、道長の一日の具体的な細部は必ずしも明らかにはならないが、次のような『九条右丞相遺誡』の記事は彼の一日の中に読書や日記の時間、子女に対する教育や監督等のことが存したこと——当たり前といえば、それまでだが——をうかがわせる。

頗る書記を知りて、心を我朝の書伝に留めよ。（中略）次に曆書を見て、日の吉凶を知るべし。年中の行事は、略件の曆に注し付け、日ごとに視るの次に先づその事を知り、兼ねてもて用意せよ。また昨日の公事、もしくは私に止むを得ざること等は、忽忘に備へむがために、また聊に件の曆に注し付くべし。ただしその中の要極の公事と、君父所在のこと等は、別にもて記して後鑑に備ふべし。

凡そ成長りて頗る物の情を知るの時は、朝に書伝を読み、次に手跡を学べ。その後に諸の遊戯を許す。ただし、鷹犬・博奕は、重く禁遏するところなり。元服の後、官途に趨らざるの前、その為すところも亦かくのごとし。ただし早く本尊を定め、手を盥洗ひて宝号を唱へ、もしくは真言を誦せよ。多少に至りては、人の機根に随ふべし。不信の輩、非常天命なること、前鑑すでに近し。

むろん道長が父師輔の『九条右丞相遺誡』をそのまま遺漏なく実践したとは思えないが、これらは権門貴族の日課としての日常のありかたを示していると思う。

ところで、実資は前記のごとく道長の三分の一から、せいぜい半分くらいしか参内や外出をしてい

ないのであり、『小右記』を見る限りかれのその他の日々はもっぱら自邸にあって人に会い、公事の相談や指示をし、日記を書くというようなことであつたかにみえる。そうした中で注目されるのが養子の資平の存在であつて、彼がいわば実資の手足となつて活動してゐて、実資は資平をとおして毎日の公卿たちの動静や宮廷の動向を把握してゐたのであるらしい。

そしてそれはまた『九条右丞相遺誡』の次のような記事と照応させることができると思う。

また見しところ聞きしところのことは、朝に謁し夕に謁して必ずしも親に曰せ。たとひ我がために芳情ありとも、親のために悪しき心あるときは、早くもて絶て。もし我に疎しといへども、親に懇なることあるときは、必ずしももて相親しめ。

凡そ病患あるに非ざれば、日々必ずしも親に謁すべし。もし故障あるときんば、早く消息をもて夜来の寧否を問ふべし。

権門貴族の一日は外出や参内をせず家にあつても、下僚の来訪や公事の相談、指示は当然のこと、子息に朝謁夕謁を義務づけて朝廷の動向には抜かりなく対応してゐたのである。そしてこの朝夕の面会を子息に義務づけてゐたことは、『源氏物語』にも類似の場面がある。野分の吹き荒れるさなかに夕霧は祖母の三条の宮と父源氏の六条院とに早朝から見舞いに出歩くが、これは夕霧が『九条右丞相遺誡』の文言を實踐してゐたように見えるところである。「日々必ず親に謁すべし」とは家父長的な貴族の家庭の様子をうかがわせるが、これもまた貴族の日常生活の大事な日課であつた。

そして親に面会したときに、子息は自分の見聞を親に報告せよというのだが、それも『源氏物語』におもしろい話がある。源氏が玉鬘を尚侍として出仕させようと計画したことについて、源氏のライバルである内大臣（田頭中将）は源氏は玉鬘を愛人にしたが、紫の上の手前妻にすることはできないから、捨てるつもりで宮仕えに出すのだらうと噂していると、夕霧は源氏に話した。親に対して悪意のある噂を夕霧は源氏に告げているのである。日々の生活の中で権門貴族は親子で一定の情報を共有するように努めたのであり、それも日課の一部になつてゐたと見てよい。

## 二 女性貴族の一日

ここでは女性貴族の範囲を家庭にいる女性、それも主婦に当るような婦人を中心にしようと思う。結婚して妻として、母として、主婦として過ごす時間は、女性のライフサイクルの中で一番責任ある立場にいる時期であるとともに、その時期が人生のもっとも主要な時間であろう。そうした家庭における女性貴族の一日を対象とする。宮仕えに出た女性の場合は、出仕先の内裏や後宮における職掌や規律等の制度面から検討しなければならないし、また権門に出仕した女性の場合は内裏女房や後宮の女房とも異なるところがあるはずであり、そうした女房の一日は家庭にいる女性たちとはその過ごし方が当然異なる。ここでは女房については省略する。

ところで、家庭にある女性貴族の一日がどのように過されたのか、朝起きて夜寝るまでの生活の節

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

目をなすものが何であったのか、日課として不可欠な仕事があったのか、それは何であったのかといったことを直接知りうる資料は見当たらない。それゆえ前章の「男性貴族の一日」と照応させながら考えてみようと思う。その際『蜻蛉日記』を資料としては多く利用する。

## 一日の節目

平安朝の人々にとって一日は実質的に夜明けとともに始まったが、官人たちにとっては第一開門鼓（日の出の約十五分前に打たれる）の時刻が一日の公式の始まりを告げたと思われる。そうした男性貴族にとっての一日の活動の開始がそのまま女性貴族のそれでもあったはずである。夫や子の出仕の準備は妻の、あるいは母の領分に属したと思われる。『蜻蛉日記』には、相撲の観覧や年賀の挨拶に行く道綱を、「装束かせて出だし立つ」（天禄元年（九七〇）七月、天禄三年正月）とか、めずらしく作者邸に泊った兼家が翌日、雨のせいで急ぐふうもない時、粥を勧めて送り出す（天禄三年二月）という記事がある（『蜻蛉日記』の引用は上村悦子全訳注の講談社文庫本による）。作者は兼家と同居することがなかったものの、兼家が作者邸から出仕するような時には当然その準備に奉仕したのである。

このように家庭にいる女性貴族にとって起床とそれに続く夫や息子の出仕や外出の世話が、一日の最初の節目であったとすれば、食事は第二、第三の節目であったと思われる。早朝の食事は粥を食べる程度の軽食であり、一日の正式の食事は己の刻（午前十時頃）ないし午の刻（正午ごろ）と、申の刻（午後四時頃）との二回であったとされる。この二回の食事についても『蜻蛉日記』に次のような記事がある。

ただ今ある文を見れば、「長き物忌にうち続き着座といふわざしては、つつしみければ。今日なむ、いと疾くと思ふ」など、いとこまやかなり。返りごともので、いと疾くとあめれど、よにもあらし、今は人知れぬさまになりゆくものと思ひ過ぐして、あさましううちとけたること多くてあるところに、午時ばかりに、「おはしますおはします」とののしる。いとあわたたしきこちちするに、はひ入りたれば、あやしくわれか人かにもあらぬにて、向かひるれば、こちもそらなり。しばしありて、台などまゐりたれば、少し食ひなどして、日暮れぬと見ゆるほどに、「明日、春日の祭なれば、御幣出だし立つべかりければ」などで、うるはしうひき装束き、御前あまた引きつれ、おどろおどろしう追ひちらして出でらる。（天禄三年二月）

兼家から「長い物忌に引続き着座ということをして慎んでいたもので、今日早く行く」という手紙が届けられるが、作者は例によって当てにはできないと考えて、迎える準備を怠っていた。ところが、兼家は連絡したとおりに午時に来たので、作者はあわてて食事を出したりして、兼家は暮れ方に帰ったというのである。午時に兼家が作者邸に退出してきたのは、おそらくこの日彼は午前中に公務を片付けて、作者といっしょに食事をするつもりであったからなのであろう。「しばしありて、台などまゐりたれば」という書きかたは、食事時の来訪であり、当然のこととして食事を用意したことを示していると思う。ただ作者と一緒に食事をしたかどうかはわからない。

しかし、この時の二人のように別居生活に加えて夫婦仲が疎遠になっているというような関係でな

い限り、通常食事時の来訪は夫婦そろっての食事となったのではなかろうか。同居婚の場合は、夫が午前の仕事を終えて帰宅した時に夫婦の食事となったのではないと思われる。あるいは高官の場合は、午前の食事をすませてから出仕したのかもしれない。その際食事は共にしたのであろう。

兼家が病気になった時のことであるが、回復に向った時、彼は作者を自宅に呼んだ。その時二人は食事を共にした。

「まだ魚なども食はず、今宵なむ、おはせば、もろともにとてある。いづら」など言ひて、もの  
まるらせたり。少し食ひなどして (康保三年(九六六)三月)

これは夜間に作者が兼家邸に出向いたのであるが、兼家はわざわざ作者との夕食を準備したのであった。夫婦はそろって食事するというのが通常の形態であったとみてよいのではなかろうか。この時は道綱母は翌朝も兼家といっしょに粥などを食べている。

こうして家庭にいる女性の一日は起床と二回の食事と就寝とが、その節目になっていたのだと思われる。就寝の時間がいつかは知りたいが、起床が早かったと思われることからして、夜中まで起きていることは通常は少なかったであろう。道綱母は兼家の訪れが途絶えた日頃の暮らしを、「明くれば起き、暮るれば臥するをことにてあるぞ、いとあやしくおぼゆれど」(天禄二年十月)と記す。「暮るれば臥す」というほどではないにせよ、一般の貴族の日常の就寝は比較的早かったのではないか。むろん夜を徹して歌問答をする(安和元年七月)こともあれば、悩み明かす(天禄元年十二月)こともあり、また『更級日記』の作者のように、「昼は日ぐらし、夜は目の覚めたるかぎり、灯を近くともして」<sup>(註14)</sup>、『源氏物語』を耽読するようなこともあったのだが、そのような夜の過ごしかたはやはり一般的に言えば例外に属したのであろう。

#### 午前中の用事

二回の食事によりて区切られる時間を仮りに午前、午後、夜と分けた時、それぞれの時間帯はどのように過ぎたのであろうか。そこに日課といえるようなものがあつたのであろうか。

「男性貴族の一日」の章で引用した『九条右丞相遺誡』に倣っていえば、午前中になすこととして爪を切るとか洗髪とか沐浴(以上は日の吉凶を選んで行う)とか化粧ということがあつたと思う。化粧については『紫式部日記』に、小中将の君の化粧がはげ落ちた話がある。

(小中将の君は)けさうなどのたゆみなく、なまめかしき人にて、暁に顔つくりしたりけるを、泣きはれ、涙にところどころ濡れそこなはれて、あさましう、その人となむ見えざりし。

(岩波新古典文学大系本)

これは藤原道長の土御門邸で中宮彰子の出産が無事すんで、女房たちが感動のあまり涙にくれた場面である。家庭の婦人の化粧の例でないこと、「暁に顔つくりしたりける」のも特別の日のことであることを考慮に入れねばならないが、それでも日頃から小中将の君が化粧をちゃんとする人であった

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

というのは、それが女性の日課であったことを示していよう。『堤中納言物語』の「はいずみ」はそうした身だしなみに心を配らなかった女が、恋人の突然の昼の来訪にあわてて、おしろいのつもりで顔に墨を塗ったという失敗譚である。化粧のしかたや程度にもいろいろあるだろうし、それゆえ必要に応じていつでもなされた（たとえば『伊勢物語』二十三段の女は夫を夕方送り出してから化粧して夫をしのぶ）のだが、身だしなみとしての化粧はおそらく朝方の日課であったと思われる。

洗髪については『源氏物語』「若菜下」巻に、病後の紫上が「御髪すまして、すこしさわやかにもてなし給へり」（小学館新編全集本。以下『源氏物語』の引用は同書による）という例があり、それによれば寝たままで髪を広げて乾かすが、すぐには乾かないという。そこから洗髪は午前中になされたのだろうと考えるのである<sup>(注15)</sup>。女性の家庭での沐浴については今例を見い出せないが、『九条右丞相遺誡』が男性の沐浴を朝方としているところから、女性も午前中かと推測するのである。

こうしたことが朝方から午前中になされたことかと思うのだが、これら以外に午前、午後、夜というふうな時間を限って、決まっていなければならないことがあったのか否かは明らかではない。物語には姫君の昼寝の例がよくあるが、これは午後のことと思われる。禁忌の多い古代社会のことではあるが、一日のうちの時間を区切って日常生活の行動に制約を設けることは、そんなに多くはなかったであろう。とすれば、女性の仕事や用事は適宜に一日の時間帯に割振りされていたことになる。

## 妻として主婦として

以下、便宜上妻・主婦としての役割と母としての役割とを分けて、それぞれどんな役目や仕事をしていたのか見てみる。

『源氏物語』「帚木」巻は家庭における主婦の役割を論じて、夫の世話をきちんとすべきは当然として、公私にわたる話題に関して夫の話相手になれることとか、風流な趣味を心得ること等のことを過不足なく持ち合わせる必要があると説く。これは実際は難事であるから、そうした条件を兼備した妻は見出しにくいということになるのだが、ともかくこの議論には主婦たるものの日々の仕事や役目が要約されているといえよう。

たとえば、夫の世話の一つとして衣装のことがある。『蜻蛉日記』で道綱母は兼家からしきりに仕立物を依頼されているが、裁縫だけでなく染色についてもすぐれた技術を有したらしい。天延元年（九七三）正月の兼家の衣装について、次のように記す。

わが染めたるとも言はじ、にはふばかりの桜襲の綾、文はこぼれぬばかりして、固文の表袴つやつやとして、はるかに追ひ散らして帰るを聞きつつ

四十五歳の大納言兼家の艶姿であるが、その衣装は道綱母が染めたものであるという。仕立についてはふれられないが、やはり彼女の手になるのであろう。つまり妻の裁縫や染色がすぐれているということは、単に技術の問題ではなく、それを装う夫を引立てるのである。いわば夫をよりよく演出することになったのである。『源氏物語』「玉鬘」巻には、紫上がすぐれた色彩感覚と染色技術を有したとある。「かかる筋はた、いとすぐれて、世になき色あひ、にはひを染めつけ給へば、（源氏は）あり



難しと思ひ聞こえ給ふ。」源氏が感心するほどの紫上の染色の技量とは、即ちそれによって源氏が美しく装われていたということであった。

道綱母は夫をくつろがせることはよくなしえなかったようだが、他方ではその歌才をもって村上天皇の寵妃、貞観殿登子（兼家の妹）と親交し、東宮（冷泉）女御愼子（兼家の妹）にかりの卵と歌を贈るなどしている。これは単に上流貴顕との道綱母の個人的交流のエピソードにすぎないのではなく、兼家の「政権構想」に奉仕するものであったといわれる<sup>(註16)</sup>。そこには何がしか兼家の意を体するところがあったのである。そういうことができるというのが貴族の妻としては大事なことであったのだ。

再び「帚木」巻であるが、そこに次のような一節がある。

（子供っぽく柔和な妻は）げにさし向ひて見むほどは、さてもらうたき方に罪ゆるし見るべきを、たち離れて、さるべき事をも言ひやり、折節にし出でむわざの、あだごとにも、まめごとにも、わが心と思ひえることなく、深きいたりなからむは、いと口惜しくたのもしげなき咎や、なほ苦しからむ。常はすこしそばそばしく、心づきなき人の、折節につけて、出栄えするやうもありかし。

かわいい妻は普段暮らしている分には不都合はないが、しかるべき用事を頼んだり、何かの折りのことが自分の判断でできないとか、配慮が足りなかったりするのには困ることだし、平素は気にいらぬ妻が何かの折りに頼もしい働きをすることもあるというのである。兼家の「政権構想」に役立った道綱母は、さしづめ後者の例ということになるろうか。

こうした夫への奉仕に関わるようなこと以外に、『蜻蛉日記』には作者の日常生活のさまざまな行為が記されている。いくつかをアトランダムに列挙すると、庭の草花の手入れ、物詣で、物見、弹琴、絵を描くこと、物語をみること、手習い、歌を読むこと、勤行、物思い、日記することなどがあつた。このち日記を除けば、他は多かれ少なかれ平安朝の女性貴族たちに一般的な日常の行動であつたといつてよいだろう。勤行についても『蜻蛉日記』に次のような記事がある。

あはれ、今様は女も数珠ひきさげ、経ひきさげぬなしと聞きし時、「あな、まさり顔な、さる者ぞやもめにはなるてふ」など、もどきし心はいづちかゆきけむ。 （天禄二年四月一日）

かつてみずからが非難した「数珠ひきさげ」る、「今様の女」に自分になってしまったことをかたる苦渋の一文であるが、これは勤行というようなものが女性貴族の日常生活に組みこまれていたことを示している。『源氏物語』「蓬生」巻には末摘花について、「今の世の人のすめる、経うち読み、行ひなどいふことはいとはづかしくし給ひて、見たてまつる人もなけれど、数珠など取り寄せ給はず」とかたるが、それは勤行などしない末摘花が世間並みでないというのである。勤行も女性貴族の日常生活に深く浸透していたのである。

## 母として

女性貴族の母としての側面から日常生活の一端を見てみよう。

まず子が成人し結婚するまでの母の役目は、育児、しつけ、教育、身の世話等々、雑事が間断なくあったであろう。むろんそれらのかかなりの部分は乳母や侍女が分担したにちがいないが、一切を彼らに任せきることはなかったはずである。『蜻蛉日記』には「幼き人（道綱）をもてあそびて」（天曆十年（九五六）九月）とか、「小さき人（養女）には手習ひ、歌よみなど教へ」（天禄三年二月）というような記事がみえる。習字や和歌を直接教えるか否かはともかく、母は広い意味での教育において、『九条右丞相遺誡』に記されたような父親の子弟教育と同等の役割を果たしたと思われる。

ところで、『源氏物語』「玉鬘」巻では光源氏が明石姫君の教育について次のように言っている。

姫君の御学問に、（和歌の髄脳は）いと用なからむ。すべて女は、たてて好めること設けてしめぬるは、さまよからぬ事なり。何事もいとつきなからむは口惜しからむ。ただ心の筋を、漂よはしからずもてしづめおきて、なだらかならむのみなむ、目安かるべかりける。

明石姫君の教育には和歌の髄脳のような専門的な知識は必要なく、一般に女子は格別に熱中するような特技をもつ必要はない代りに、幅広い教養を身につけ、内にはしっかりした志操をもち、表面は穏かであるのがよいというのである。バランスのとれた教養主義的な人格教育を意味する主張であろう<sup>(註17)</sup>。その教養が習字、和歌、音楽を中心とするものであったことはまちがいない。『枕草子』には村上天皇の宣耀殿女御、芳子が少女時代に父から、「一つには御手をならひたまへ。次には琴の御琴を、人よりことに弾きまさらむとおぼせ。さては、古今の歌廿巻を、みなうかべさせ給ふを、御学問にはせさせたまへ」（二〇段）と言われて、それを習得した話がある。また「羨ましげなるもの」として、「手よく書き、歌よく詠みて、ものの折りごとにも、まづ取り出でらるる、うらやまし」とか、「琴、笛など習ふ、またさこそはまだしきほどは、これがやうにいつしかとおぼゆらめ」（一五三段）という記事がある。この三つは姫君の教養の必須科目であったのである。

明石姫君も、宣耀殿女御も、かの女たちの教育方針はそれぞれ父が定めていて、母がどう関わったかは不明である。これまた『源氏物語』「東屋」巻に常陸介が娘たちの教育に熱心であるという話がある。子女にどういう教育を課し、家庭教師をつけるか否かは、これらの例からすれば父親の決定するところであったようだが、だからといって母の意見や役割が不在であるとか僅少であったということではあるまい。母が娘のためにみずからの人生を教訓として伝えるという広い意味での教育を担ったとすれば、その一環に前記教養科目も位置したのであって、父の教育方針が表立ったものとして目につくからといって、家庭教育がすべて父親の管理と指示によっていたと考えるべきではあるまい。陰に隠れて顕在化しないけれど、だから一見何もしていないようにみえるが、母親が果たした教育は無視されてよいはずがない。

以上、女性貴族の一日を、結婚して家庭にいる女性の場合として考えてみた。一日の暮らしは朝起きて食事をして夜寝るという点では、同じことのくり返しであるが、そこに詰めこまれる生活の細部

や人生の一齣ひとこまは無限に異なる。そういう中から妻・主婦，母という立場において日常的に果す役目を拾い出して考えてみた。

### 注

- 1 一日の始まりといっても，人々の日常の活動の開始を意味する場合と，より観念的に昨日と今日という日の境を区切って，一日の始まりを設定する場合とでは問題が異なる。本稿では一日の活動に焦点を合せているので，さし当り夜明けが一日の始まりであったとすることで足りると思うが，昨日と今日との境を古代人がどこに置いて一日の始まりとしたかは決して自明ではない。南方熊楠（『南方熊楠全集』四，平凡社・昭和四七，三八〇～三八一頁），柳田国男（『定本柳田国男集』十，筑摩書房・昭和三七，一八四頁），益田勝実（『火山列島の思想』筑摩書房・昭和四三，一〇～一九頁）等は，一日の始まりを日没としたが，田中元はそれに疑義を呈して，明け方が一日の始まりだとした（『古代日本人の時間意識』吉川弘文館・昭和五〇，一～五一頁）。その点橋本万平は明快に前日と本日との境は寅刻（午前三時）で区切られるという。（『日本の時刻制度』，塙書房・昭和四一，一〇九頁）。
- 2 『延喜式』巻十六「陰陽寮」の諸門の開閉を鼓を撃つ時刻は季節によって次のように定められている。

#### 撃開閉諸門鼓

起大雪十三日至冬至十五日／日出辰一刻二分／日入申四刻六分 〓  
 ／卯四刻六分開諸門鼓／辰二刻七分開大門鼓 〓 午一刻六分退朝鼓／酉一刻二分閉門鼓 〓

起小寒一日至十二日／日出辰一刻一分／日入申四刻七分 〓  
 ／卯四刻五分開諸門鼓／辰二刻六分開大門鼓 〓 午一刻五分退朝鼓／酉一刻三分閉門鼓 〓

起小寒十三日至大寒七日／日出卯四刻終／日入酉一刻一分 〓  
 ／卯四刻四分開諸門鼓／辰二刻六分開大門鼓 〓 午一刻五分退朝鼓／酉一刻六分開門鼓 〓

起大寒八日至十五日／日出卯四刻七分／日入酉一刻二分 〓  
 ／卯四刻二分開諸門鼓／辰二刻五分開大門鼓 〓 午一刻二分退朝鼓／酉一刻八分開門鼓 〓

起立春一日至八日／日出卯四刻五分／日入酉一刻五分 〓  
 ／卯三刻九分開諸門鼓／辰二刻五分開大門鼓 〓 午一刻一分退朝鼓／酉二刻一分閉門鼓 〓

起立春九日至雨水一日／日出卯四刻二分／日入酉一刻七分 〓  
 ／卯三刻六分開諸門鼓／辰一刻七分開大門鼓 〓 巳四刻八分退朝鼓／酉二刻二分開門鼓 〓

起雨水二日至九日／日出卯四刻／日入酉二刻一分 〓  
 ／卯三刻四分開諸門鼓／辰一刻五分開大門鼓 〓 巳四刻六分退朝鼓／酉二刻六分開門鼓 〓

起雨水十日至驚蟄二日／日出卯三刻七分／日入酉二刻八分 〓  
 ／卯三刻一分開諸門鼓／辰一刻二分開大門鼓 〓 巳四刻四分退朝鼓／酉二刻八分開門鼓 〓

起驚蟄三日至十日／日出卯三刻五分／日入酉二刻五分 〓  
 ／卯二刻九分開諸門鼓／辰一刻一分開大門鼓 〓 巳四刻二分退朝鼓／酉三刻一分閉門鼓 〓

起驚蟄十一日至春分二日／日出卯三刻二分／日入酉二刻七分 〓  
 ／卯二刻六分開諸門鼓／卯四刻七分開大門鼓 〓 巳四刻退朝鼓／酉三刻三分閉門鼓 〓

起春分三日至九日／日出卯三刻／日入酉三刻 〓  
 ／卯二刻四分開諸門鼓／卯四刻五分開大門鼓 〓 巳三刻八分退朝鼓／酉三刻六分開門鼓 〓

起春分十日至清明二日／日出卯二刻七分／日入酉三刻二分 〓  
 ／卯二刻一分開諸門鼓／卯四刻二分開大門鼓 〓 巳三刻六分退朝鼓／酉三刻八分開門鼓 〓

起清明三日至十日／日出卯二刻五分／日入酉三刻五分 〓  
 ／卯一刻九分開諸門鼓／卯四刻開大門鼓 〓 巳三刻四分退朝鼓／酉四刻一分閉門鼓 〓

## 源氏物語と平安貴族の生活と文化についての研究

起清明十一日至穀雨三日／日出卯二刻二分／日入酉三刻七分Ⅱ  
 ／卯一刻六分開諸門鼓／卯三刻七分開大門鼓／巳三刻二分退朝鼓／酉四刻三分閉門鼓Ⅱ  
 起穀雨四日至十一日／日出卯二刻一分／日入酉四刻Ⅱ  
 ／卯一刻四分開諸門鼓／卯三刻五分開大門鼓／巳三刻退朝鼓／酉四刻六分開門鼓Ⅱ  
 起穀雨十二日至立夏四日／日出卯一刻七分／日入酉四刻二分Ⅱ  
 ／卯一刻一分開諸門鼓／卯三刻二分開大門鼓／巳二刻八分退朝鼓／酉四刻八分開門鼓Ⅱ  
 起立夏五日至十二日／日出卯一刻五分／日入酉四刻五分Ⅱ  
 ／寅四刻九分開諸門鼓／卯三刻開大門鼓／巳二刻六分退朝鼓／戌一刻一分閉門鼓Ⅱ  
 起立夏十三日至小滿五日／日出卯一刻二分／日入酉四刻七分Ⅱ  
 ／寅四刻六分開諸門鼓／卯二刻七分開大門鼓／巳二刻四分退朝鼓／戌一刻三分閉門鼓Ⅱ  
 起小滿六日至十五日／日出卯一刻一分／日入酉四刻終Ⅱ  
 ／寅四刻四分開諸門鼓／卯二刻五分開大門鼓／巳二刻二分退朝鼓／戌一刻五分閉門鼓Ⅱ  
 起芒種一日至「夏至」十二日／日出寅四刻七分／日入戌一刻一分Ⅱ  
 ／寅四刻二分開諸門鼓／卯二刻二分開大門鼓／巳二刻退朝鼓／戌一刻七分閉門鼓Ⅱ  
 起芒種十三日至夏至十五日／日出寅四刻六分／日入戌一刻二分Ⅱ  
 ／寅四刻開諸門鼓／卯二刻開大門鼓／巳一刻八分退朝鼓／戌一刻九分閉門鼓Ⅱ  
 起小暑一日至十二日／日出寅四刻七分／日入戌一刻一分Ⅱ  
 ／寅四刻二分開諸門鼓／卯二刻二分開大門鼓／巳二刻退朝鼓／戌一刻七分閉門鼓Ⅱ  
 起小暑十三日至大暑七日／日出卯一刻一分／日入酉四刻終Ⅱ  
 ／寅四刻四分開諸門鼓／卯二刻五分開大門鼓／巳二刻二分退朝鼓／戌一刻五分閉門鼓Ⅱ  
 起大暑八日至十五日／日出卯一刻二分／日入酉四刻七分Ⅱ  
 ／寅四刻六分開諸門鼓／卯二刻七分開大門鼓／巳二刻四分退朝鼓／戌一刻三分閉門鼓Ⅱ  
 起立秋一日至八日／日出卯一刻五分／日入酉四刻五分Ⅱ  
 ／寅四刻九分開諸門鼓／卯三刻開大門鼓／巳二刻六分退朝鼓／戌一刻一分閉門鼓Ⅱ  
 起立秋九日至処暑一日／日出卯一刻七分／日入酉四刻二分Ⅱ  
 ／卯一刻一分開諸門鼓／卯三刻二分開大門鼓／巳二刻八分退朝鼓／酉四刻八分開門鼓Ⅱ  
 起処暑二日至九日／日出卯二刻一分／日入酉四刻Ⅱ  
 ／卯一刻四分開諸門鼓／卯三刻五分開大門鼓／巳三刻退朝鼓／酉四刻六分開門鼓Ⅱ  
 起処暑十日直至白露二日／日出卯二刻二分／日入酉三刻七分Ⅱ  
 ／卯一刻六分開諸門鼓／卯三刻七分開大門鼓／巳三刻二分退朝鼓／酉四刻三分閉門鼓Ⅱ  
 起白露三日至十日／日出卯二刻五分／日入酉三刻五分Ⅱ  
 ／卯一刻九分開諸門鼓／卯四刻開大門鼓／巳三刻四分退朝鼓／酉四刻一分閉門鼓Ⅱ  
 起白露十一日至秋分二日／日出卯二刻七分／日入酉三刻二分Ⅱ  
 ／卯二刻一分開諸門鼓／卯四刻二分開大門鼓／巳三刻六分退朝鼓／酉三刻閉分閉門鼓Ⅱ  
 起秋分三日至九日／日出卯三刻／日入酉三刻Ⅱ  
 ／卯二刻四分開諸門鼓／卯四刻五分開大門鼓／巳三刻八分退朝鼓／酉三刻六分開門鼓Ⅱ  
 起秋分十日至寒露二日／日出卯三刻二分／日入酉二刻七分Ⅱ  
 ／卯二刻六分開諸門鼓／卯四刻七分開大門鼓／巳四刻退朝鼓／酉三刻三分閉門鼓Ⅱ  
 起寒露三日至十日／日出卯三刻五分／日入酉三刻五分Ⅱ  
 ／卯二刻九分開諸門鼓／辰一刻一分開大門鼓／巳四刻二分退朝鼓／酉三刻一分閉門鼓Ⅱ  
 起寒露十一日至霜降三日／日出卯三刻七分／日入酉二刻二分Ⅱ  
 ／卯三刻一分開諸門鼓／辰一刻二分開大門鼓／巳四刻四分退朝鼓／酉二刻八分開門鼓Ⅱ

起霜降四日至十一日 / 日出卯四刻 / 日入酉二刻一分 Ⅱ  
 / 卯三刻四分開諸門鼓 / 辰一刻五分開大門鼓 / 巳四刻六分退朝鼓 / 酉二刻六分閉門鼓 Ⅱ  
 起霜降十二日至立冬四日 / 日出卯四刻二分 / 日入酉一刻七分 Ⅱ  
 / 卯三刻六分開諸門鼓 / 辰一刻七分開大門鼓 / 巳四刻八分退朝鼓 / 酉二刻三分閉門鼓 Ⅱ  
 起立冬五日至十二日 / 日出卯四刻五分 / 日入酉一刻五分 Ⅱ  
 / 卯三刻九分開諸門鼓 / 辰二刻開大門鼓 / 午一刻一分退朝鼓 / 酉二刻一分閉門鼓 Ⅱ  
 起立冬十三日至小雪五日 / 日出卯四刻七分 / 日入酉一刻二分 Ⅱ  
 / 卯四刻二分開諸門鼓 / 辰二刻二分開大門鼓 / 午一刻二分退朝鼓 / 酉一刻八分閉門鼓 Ⅱ  
 起小雪六日至十五日 / 日出卯四刻終 / 日入酉一刻一分 Ⅱ  
 / 卯四刻四分開諸門鼓 / 辰二刻五分開大門鼓 / 午一刻四分退朝鼓 / 酉一刻六分閉門鼓 Ⅱ  
 起大雪一日至十二日 / 日出辰一刻一分 / 日入申四刻七分 Ⅱ  
 / 卯四刻五分開諸門鼓 / 辰二刻六分開大門鼓 / 午一刻五分退朝鼓 / 酉一刻三分閉門鼓 Ⅱ  
 右依前件擊鼓各二度。度別十二下。從細聲至大声。

諸時擊鼓

子午各九下。丑未八下。寅申七下。卯酉六下。辰戌五下。巳亥四下。並平声。鐘依刻数。

- 3 岸 俊男「朝堂の初歩的考察」『積原考昔学研究所論集創立三十五周年記念』（吉川弘文館・昭五〇年）所収、五一九～五二二頁。ただし「凡参議以上及左右大弁，八省卿，彈正尹者，開門之後猶聽就座。」（『延喜式』卷十八「式部上」）とあるから，高級官人の出勤時間は大目に見られていたのである。
- 4 日本思想大系『古代政治社会思想』（岩波書店，一九七九年）所収。
- 5 『日中行事』、『禁秘鈔上』による。いずれも『群書類従』二六輯（続群書類従完成会）所収，三六四，三七七頁。
- 6 池田亀鑑『平安時代の文学と生活』（至文堂・昭和四一年）一七九～二〇二頁。
- 7 桜井 秀『綜合日本史大系四卷 平安朝下』（内外書籍・大正一五年），四七五～六頁。
- 8 (3)に同じ。五二八～九頁。
- 9 野村忠夫『古代官僚の世界』（塙書房・一九六九年），一〇六頁。
- 10 山田英推「律令官人の休日」竹内理三博士古稀記念会『続律令国家と貴族社会』（吉川弘文館・昭和五三年），三三九～三四三頁。
- 11 橋本義彦『貴族の世紀』（講談社・昭五〇）は，この月奏の中で特に蔵人に注目して，彼らがほとんど内裏につめきりであることを指摘している。だが，これが貴族一般の勤務状態であったわけではむろんない。
- 12 (10)に同じ。三四七～八頁。
- 13 山中裕編『御堂関白記全註釈（長和二年）』（高科書店，一九九七年）。
- 14 秋山虔校注『更級日記』，新潮日本古典集成。
- 15 池田亀鑑『平安朝の生活と文学』（角川文庫・昭和三九）は，四月・五月・九月，十月は洗髪には忌むべき月で，髪は洗わなかったように考えられるという。一六五頁。
- 16 清水好子「王朝女流文学の形成と背景」『日本女性史 1』（東京大学出版会，一九八二年）所収，一九六頁。
- 17 15に同じ。「第十八章・女性と教養」参照。

（ひなた・かずまさ 文学部教授）